

小規模多機能ホーム香月使用許可申請書

年 月 日

社会福祉法人
しまんと町社会福祉協議会 会長 様

住所 _____
申請者 _____
氏名 _____ ㊟

小規模多機能ホーム香月の地域交流室の使用に関する規則に従い、下記のとおり使用したいので、許可をいただきたく申請致します。

使用日時	年 月 日 午前・午後	時	分から
	年 月 日 午前・午後	時	分まで
使用場所	() 地域交流スペース () 調理室・ロッカー	使用及び 利用人員	名
使用目的			
使用器具等	机・椅子・スクリーン・調理器具・その他 ()		
使用責任者	氏名	TEL ()	—
	住所		

小規模多機能ホーム香月使用許可書

上記の使用許可申請について、次により許可しますので使用にあたっては、管理者の指示に従って下さい。

社会福祉法人
しまんと町社会福祉協議会
会長 牧野 利恵子 ㊟

使用料	基本料	追加料	減免額	合計	
	円	円	円	円	
使用上の条件 又は指示事項				使用料納入日	取扱者
使用料の減免について					

会長	事務局長	課長	担当	許可 番号	号
				年月日	年 月 日

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
小規模多機能ホーム香月地域交流室の使用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会小規模多機能ホーム香月地域交流室（以下「地域交流室」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるおのとする。

(使用の申込)

第2条 地域交流室を利用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、これを提出し会長の許可を受けなければならない。ただし、会長において管理上の許可を要しないと認めるものについては、この限りではない。

2 使用の許可を受けようとするものは、使用の前日までに申し込みをしなければならない。ただし、会長において特別の事由があると認めるときは、これにかかわらず、受理することができる。

(使用の期限)

第3条 地域交流室の連続使用は、2日間を限度とする。ただし、会長において、必要と認めるときは、期間を延長することができる。

(使用時間)

第4条 地域交流室の使用時間は、午前8時30分より午後9時までとする。ただし、会長において、必要と認めるときは、使用時時間を延長することができる。

(使用料)

第5条 地域交流室の使用料は、別表第1のとおりとする。

2 使用の承認を受けたときは、原則として使用料を前納するものとする。

3 既納の使用料は、返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部、又は一部を返還することができる。

- (1) 地域交流室の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災、その他使用者の責に帰することのできない事由により、地域交流室を使用することができなくなったとき。
- (3) 使用の前日までに許可の取消し、又は変更を申し出た場合において、会長が正当な事由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第6条 社会福祉事業及び公共事業のため使用する場合、その他、会長において特別の事由ありと認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

- (1) 福祉センターの運営方針及び設立の趣旨に反するもの。
- (2) 喧騒な行為をしたり、又は風俗を乱したり、もしくは公益を害する恐れがあると認められるとき。
- (3) 建物、又は附属設備を汚損、又はき損する恐れ

があると認められるとき。

- (4) その他、会長において使用させることを不適当と認めるとき。

(転貸の禁止)

第8条 使用の許可を受けたものは、これを他に転貸してはならない。ただし、会長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し停止)

第9条 使用承認後でも、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取消し、又は使用停止させることができる。

- (1) 使用条件に違反するとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他、本規則に違反したとき。

(原状回復及び損害賠償)

第10条 地域交流室を使用するものが故意、又は過失によって建物、もしくは附属設備、物品を損傷し、又は滅失したときは、それが誰の行為であっても、使用責任者が会長の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。また、人身事故の場合においても同様に使用責任者において、全責任を負うものとする。

(使用者の遵守事項)

第11条 地域交流室を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 建物及び附属設備を汚損、又はき損しないこと。
- (3) 地域交流室内で酒類を使用するときは、会長の承認を得ること。
- (4) 火気に厳重に注意すること。
- (5) 館内は、禁煙とする。
- (6) 許可なくして建物内設備を変更し、釘打、貼紙、その他の特別な工作をしないこと。
- (7) 使用後において、各室内設備を原状に整理し、管理者に引渡しすること。
- (8) その他、会長が管理上指示すること。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日より施行する。

単位：円

区分	基本使用料	追加使用料	備考
地域交流スペース	1,080	200	1、基本使用料金は、使用時間4時間までの額とする。 2、追加使用料金は、超過時間1時間枚に加算する
調理室	1,080	200	